

昭和十一年七月

群馬県立図書館
中島文庫

ソ聯の新憲法に就て

內閣調查局調及外務省
宮川氏講演拔萃

國政研究會

6395

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話(0272) ④3008番

國政研究會

ソ聯の新憲法に就て

昭和十一年七月二十日

西暦十一月廿二日

ソ

聯

の

新

憲

法

に

就

て

目

次

二、一、ソ聯の新憲法改正問題に就て

ソ聯の憲法改正問題に就て

ソ聯の新憲法草案

三

ハルコ東様一、ソヴエート聯邦の憲法改正問題に就て
(一) 草案成立までの経過

新憲法は今回既に制定されたと云ふ程度なのであります。従つて最近発表
ラフトが出来上つたと云ふ譯ではあります。まだド
ラフトされたドラフトは、露西亞の國營通信社が世界各國に向つて全文
を打電してさうしてそれが我々の手許にあると云ふやうな状態で、
ヨドモスコーから完全な露西亞文のテキストが来て居りませぬの
を、差當り右電送テキストに依つて御話し申上ぐる訳で御座ります
すから、左様御承知を願ひます。

さて経過から申上げますと、今回の憲法改正が最初に持ち出され
たのは昨年一月末の第七回ソヴエート大會の時であります。其

傍頭で今のソヴエート聯邦の人民委員會議の議長、日本で言へば

統理大臣のモーロトフが一千九百十八年の露西亞共和國のレーニン憲法と云ふものは、其後千九百二十三年にソヴェート聯邦と云ふものが出来まして、其前迄は露西亞共和國、ウクライナ共和國と云ふやうな風に、民族を基礎として箇々の共和國が元の帝政露西亞内に出来て、それが各自の憲法を有つて居つた（変更を見た所にあるが、其後ソ聯邦の色々なことが段々交つて来て今の憲法）時代に即しないやうになつたから、之を変へる必要があると云ふ意見を發表したのであります。要するに彼等の言葉を借りて言へば、ソ聯邦の社會構造は社會主義の成功に依つて非常に大きな変化を示した。所が其変化と云ふものは聯邦の憲法に反映して居ない。そこであるから新憲法は其の後に現はれたコルホーズ制度へ集團農場と日本で訳されて居ります（の建設、それから資本主義分子の清算、社會主義財産制度の確立、斯う云ふやうな状態に

合致したものでなくてはならぬ。さうして又ソヴェート・デモクラシーと云ふものを法律化して、勤労民衆が國家の統治に参加する形態を明瞭にしなければならぬ。斯う云ふ様なことを云つたのですが二月の一日に中央委員會の總會を開き、選挙法を改正することあります。他方共産党へソ聯邦に於ける唯一の政黨であります（一説にソヴェート大會に於ける唯一の政黨）が二月の一日に中央委員會の總會を開き、選挙法を改正すること多階層選挙を直接選挙にし、公開選挙を秘密選挙にしなければならぬと云ふやうなこと、それから憲法を國內に於ける階級諸勢力の相互關係と云ふものに合致させらるやうにしなければならぬと云ふ様なことを決議し、二月六日其の旨モーロトフから党の中央委員會の名を以てソヴェート大會に提案をしたのであります。

大會の方では中央執行委員會に選挙改正の爲委員會を作らるやう

に命じ、スターリン初め皆さん御承知のソヴェートの巨頭連三十一名が委員になつたのであります。それで昨年の七月から事業に着手して最近新憲法のドラフトが来たと云ふ様な訳であります。それ故本月の十一日に中央執行委員會の幹部會にかけたのですが、幹部會では之で宜からうと云ふことになりまして、今年の十一月二十五日にソヴェート大會を開いて、此ソヴェート新憲法のドラフトの可否を決して貰ふと云ふことになつたのであります。それと同時に所謂人民のデイスカツシヨンに付すると云ふやうな意味合ひ、此のドラフトを発表したのであります。先にも云ひましたやうに露西亞の國営通信機關であるタツスから此の全文を世界各國に電報致しまして、それは斯う云ふ立派な憲法が出来るのだと吹張する意味と思はれるのであります。

(二) 世界革命に関する條項の抹殺

それで是から内容に付て申上げますと、憲法の草案は十三章百四十六條から出来て居ります。一体露西亞の最初の憲法はレーニンが千九百十七年、當時の露西亞暦で言へば十月、新暦で言ひますと十一月に労働者の力に依つて天下を取つてプロレタリアの独裁を確立し、世界大戦に極度に疲労困憊した欧洲の人心の混乱状態に象じて欧洲の全体或はそれ以上世界を挙げても社会革命化しやうと云ふやうな非常な鼻息が荒かつた時代に出来たものであります。其中には斯う云ふことが書いてあるのであります。『各國に於ける社會主義の勝利を根本目的としてゐる』是が其当時の憲法の第三條にあつたのであります。それから『資本主義及帝國主義の爪牙から人類を解放する』と云ふ不撓の決心を表明するのだ。是が第四條、さう云ふやう

な自分の國のことばかりではなく、外國の内政にまで容喙して、さうして其國の制度迄変更させやうと云つたやうな條項があるのであります。又其後千九百二十三年にソヴェート聯邦が出来ました時の憲法にも斯う云ふことが書いてあるのであります。即ち『十月革命後世界が相剋する資本主義と、それから社会主義との二個の陣営に分たれた』と云ふやうな点を強調して、『ソヴェート共和国と云ふものが資本主義の包围に對して單一戰線を布かなければならぬ地位にある。ソヴェート聯邦は世界資本主義に對抗する爲に信頼することの出来る城壁であり要塞である』又『ソヴェート聯邦は世界を以て一丸とした社會主義ソヴェート共和国を構成する新たなる階段である』と言つたやうな、宣言的な前文が掲げられてあって、資本主義顛覆の意図が明かにされて居る訳であります。是が今のソヴェート聯邦の憲法の第一編と云ふのに書いてあります。

書いてあります。所が今度の新しいドラフトを見ますと、今申しましたやうなことはなくなつて居ります。詰り世界の資本主義に對して喧嘩腰な又資本主義の國を刺激するやうな宣言は之を削除してあると云ふ訳であります。

(三) 財産制度の改正

これから順次條文に就て説明を申上げますと新憲法の草案の第一章第一條でありますのが國家としては『ソヴェート聯邦は労働者及農民の社会主義的國家である』と書いてある。それで『政治的基礎は労働者代表へ勞農以外のものも含むやうに見えますが』のソヴェートであつて又經濟的基礎は社会主義的經濟制度である『スラム小風に書いてあるのであります。従つて今のドラフトにありますと、資本主義は既に露西亞の國內に於て清算され居ると

云ふ風に取扱はれて居りまして、財産制度としましては國有財産
それから公有と云ひますか公共の財産、最後に極く小さな範囲で
多少の土地家畜と云ふやうなものと、個人の財産として自由處分
が出来るやうな風になつて居ります。それで其の点は條文には斯
う云ふ風に――是はタツスの電報であります――ソヴエート
聯邦の社會主義的所有は、國家の所有、即ち全人民の財産の形式
に依るか、或は共同集團農場へコルホーズと云ふやつであります
がの所有、即ち各集團農場の財産、若くは共同組合、コペラ
ティヴの財産の形式を取る。土地、其埋藏物、水利、森林、工場、
鉱山、鉄道、水運、空輸、銀行、通信手段、國營大農場企業、都
市並に工業中心地に於ける住宅施設の主要部分は總て國家の財産、
總て全人民の財産に歸属する」と云ふやうなことが書いてあります。
それから『集團農場並に共同組合組織に於ける公共企業、及

附屬家畜、生産機構、生産物並に公共建設物は集團農場並に共同
組合組織の公共財産に屬する』。それから先きが個人の自由を認
めると云ふやつでありますて、『各集團農場へ今コルホーズ
に屬して居る農家は農場附屬の小規模の地區を個人の利用として
供せられ又右地區上に於ける副業、住宅、家畜家禽並に小なる農
具等は個人の私有として有し得る』ことになつて居るのであります
す。それから又ソヴエート聯邦に於ける支配的經濟形體たる社會
主義的經濟組織と併行して、法律は個人労働を基礎とし、個人
個人の家内労働者に対して、小規模の私的經濟を許容す。但し他
人の労働を掠取することを許さずと云ふやうなことが書いてあ
ります。それから『人民の労働による收入貯蓄、家庭並に家事物
件、家内經濟並に家事用諸物件の個人的使用並に娛樂用物件は法
律に依り私有を許容す』斯う云ふ譯でありますが、実は此等の点

が新経済政策時代と比較してどう云ふことになりますか。皆さん
御承知でありませうが、新経済政策に依りますと工業は大中小と
分けまして、大は國営で、中は國営若くは公共企業になつて居り、
小は個人でもやつて宜い。尤も小と云ふのは労働者が二十人以下
と云ふ極く少さなものであります。労働者二十人以下のものなら
ば個人でも許されると云ふやうなことは或は出来ないことになるのでは
ありますとさう云ふやうなことは許されないと云ふやうな点が一寸氣
依りますと云ふ疑問もあります。寧ろさうしますれば、個人の活動
と云ふものは禁めらるたのではなかと思はれます。此の意味で
他人の労働を榨取することは許されないと云ふやうな点が一寸氣
付きの点で御座ねます。

それから新経済政策に依りますと、外國貿易は國営、國內商業

は個人の自由と云ふ建前になつて居りましたが、其後労農政府の

租税の取立て、個人の企業に対するは、殆ど自由裁量的な乱暴な
高い税率を課しまして、事実上個人がやつていけないと云ふやう
なやり方をやつて居りました。新憲法に依りますとも、さう云ふ
点に対する保証ははつきりとなつて居ないやうでありますて、此
商業工業方面に於ける個人のイニシエーティヴは、別に新しい惠
法に依つて擴大されて居るとは見らぬいやうであります。

(四) 國家組織の変更

それから國家組織と云ふことが、第二章に規定されて居ります
が、現在の所は、ソヴェート聯邦を構成して居る共和国が七つあ
ります。最初は露西亞ウクライナ、それから白露、それからトラ
ンスコーカサスと云ふ四つの共和国が集つて條約を作り、ソヴェト
一ト聯邦を組織したことになつて居りましたが、其後ウズベク、

トルクメンの二共和国が参加しまして是は何れも中央亞細亞にあります。現在は七つの共和国から構成されて居ります。所が新憲法に依りますと是が十一になつて居ります。それは此トランスクー・カサス共和国を構成して居るアルメニヤ、ジヨルジヤ、アゼルルバイジヤと云ふ三共和国が露西亞とか、ウクライナと云ふ共和国と同じやうに昇格して、構成共和国になつたのであります。それから元露西亞共和国内にあつたカザク及びキルギスの自治共和国、之が矢張り昇格して構成共和国と云ふことになつたのであります。従つて一見民族共和国の独立性と云ふものを現在の憲法よりもより多く認めたやうになりますけれども、現在のソヴェート聯邦と云ふものが、兎に角各民族が自由意思で対等で條約を結んで出来てゐるのであるが、今度のは條約ではなく憲法で、ソヴェート聯邦法草案にも出て居ります。

(五) 最高権力の所在

と云ふものは斯くく是々の十一の共和国から出来て居るのだと決めてあるのであります。斯う云ふ点から申しますと寧ろ各民族の独立性は弱められたと云ふ風にも見らるる訳であります。左も各民族共和国が聯邦から脱退する自由は現行憲法通り新しい憲法草案にも出て居ります。

それからソヴェート聯邦の最高権力と云ふものでありますが、現在の憲法に依りますと、最高権力はソヴェート大会——都会上あつては選舉人ニ萬五千に付て一人の代表者を出し、農村に於きましては人口十二萬五千に付て一人の代表者を出すと云ふ風にして出来たソヴェート大會、それが最高の権力であります。之が今の所では二年に一回開かれる。以前には毎年開かれたのであり

ますが、現在では二年に一回、面も其会議は、皆さんはソヴェー
ト大会と云へば相当の期間開かれて居るであらうと思はれるでせ
うが僅か十日位しか開かれて居りませぬ。それから大會と大會と
の間は中央執行委員會と云ふのが大會で互選され、それが最高
権力を代行する。此の方は二年に三回位開かれて居ります。會期
は矢張り一週間か十日、よその議会に比べると極く短い。それで
中央執行委員會と中央執行委員會との間は、二十七名の幹部會と
云ふものがありまして最高権力を代行するのであります。是が常
置の委員會であります。人民委員會議、誥り我が國が云ふ内閣
と云ふものと一緒にになつて、國政をやつて行くと云ふ風なことだ
あります。現在の憲法の建前は、よその國で云ふ三權分立と云ふ
建前と反対で、立法行政一體と云ふやうなことになつて居ります。
能く人民委員會議と中央執行委員會とが一緒に法律を出し

ます。又皆さんは想像もされないであらうと思ひますが、共産黨
の中央委員會と人民委員會議、誥り内閣とよその國で云へば、例
へは自由党とか、保守党とかと内閣が一緒にになつて、最も重大な
法律を出すと云ふやうなこともありますが、新しい憲法草案へ依
りますと、條文上は之と異つて三權分立と云つた様な趣旨が大分
濃厚になつて来て居ります。よその法治國に近いやうな形式にな
つて居ります。

新憲法によりますと最高権力（デエルホーヴスイゾヴエート）は最高會議と云ふものであります
て、是が唯一の立法機關と云ふことになつて居ります。それでど
う云ふ風にして此最高會議が出来るかと云ひますと、此最高會議
は聯邦會議と民族會議の二つに分れて居りまして、民族會議が上
院、聯邦會議が下院のやうなことになつて居ります。さうして聯
邦會議詰り下院の方は、人口三十萬に付て一人の割合で選挙され
ます。

る代表者から構成されるのであります。以前は労働者は極く少數

一六

のものから一人、農民は非常に多くの人口から一人と云ふ様に労働者と農民との選挙権の優劣が非常に甚だしかつたのを、今度の憲法草案では、農民も労働者と同じやうに待遇され居ると云ふ点が殊に顕著なことであるのであります。ソ聯邦の人口は千九百三十三年現在で丁度一億六千五百七十四萬となつて居りますから、之を三十萬で割りますと、聯邦會議議員は議員が五百五十二名となります。それから民族會議はどう云ふ風にして選ぶかと云ひますと、聯邦を構成する共和國が十一になる訳であります。其の各共和國から十名づゝ選出する。それから露西亞では各共和國の内には又自治共和國と云ふものがあります。其外に自治州と云ふものがある。皆民族を基礎として居る訳であります。自治共和國が十七あります。各自治共和國は各五名づゝ選出する。それから自治州は十四ありますが、これからは二名づゝ選出するのであります。此民族會議の方は議員が二百二十三名と云ふことになります。詰り上院は二百二十三名、下院が五百五十二名と云ふことになります。それから任期は、現在のソヴェート大会の方は二年ですが、新憲法の最高會議の方は任期が四年となつて居りまして、年に二回づゝ聯邦會議と民族會議を開くと云ふやうな風であります。それから色々なことに付て、協議会を開いて、決めると云ふやうなことがあります。又此最高會議を構成する聯邦會議、民族會議が一緒になつて幹部會と云ふものを送ります。現在の幹部会は二十七人であります。今度のは議員が三十一名で、其外に議長が一人、副議長が四名、書記長が一名で皆で三十七名となつて

居ります。それから現在の憲法には書いてなかつたこととて、今度の新憲法草案に書いてあるのが、議員の身分の保障と云ふやうなことがありまして、よその國の議員の身分の保障と似たやうなことが書いてあります。

(六) 行政及司法制度

次に行政機関としては、矢張り今まで通り人民委員会議が出来るのであります。之は最高會議の両院が一緒に會議を開いて組織する。此点は今と大差なく、唯今までと遠ふ点は、今までのは立法の方を非常に多くやつて居たのを、今度は専ら行政に限らざるやうな仕組になつて居るやうであります。

それから司法制度ですが、現行の憲法に依りますと裁判の目的は革命的合法性と云ひますか、革命的法律と云ひますか、

此革命的合法性と云ふものを擁護する爲だ、斯う書いてあるのですがあります。新しい憲法草案にはさう云ふことはないのですがあります。それから現在の制度では、同じ犯罪でもプロレタリアが犯した罪とサラリヤーの犯した罪とでは、刑の適用が遠ふのであります。それで労働者や何から犯した罪は同じもので刑が軽いと云ふやうな階級的な區別がありますが、此の点は今度どう云ふ風になりますか、或は階級と云ふものがなくなつたと云ふ建前から誰でも同じ取扱を受けると云ふやうなことになるかも知れませぬ。裁判官の任期は七年になつて居りまして、最高會議が之を任命する。檢事の方は七年になつて居りまして、裁判官の独立性をちゃんと謳つて居りますけれども、任期が五年とか七年とか云ふのでありますから、よその國のやうな終身官でないと云ふ様な点から見て、裁判官の保障の程度が極めて低いと云へるのではな

いかと思ひます。

(七) 市民の権利義務

それから市民の権利義務が規定してある訳であります。現在の憲法では労働民衆と云ふやうな文字を缺つて居るのですが、今度は總て人民、市民へシチズンと云ふことで書かれてあります。是は矢張り、社会主義が行はれて總てが労働者許りになり、ブルジョアと云ふやうなもののがなくなつたと云ふことで書かれました。特に労働民衆と云ふ必要がなくなつたと云ふのが理由かも知れません。それから労働の義務が規定してある訳ですが、ソ聯邦の共産主義の建前から申しますと、各人の能力に應じて仕事をする。然し自分の必要な欲求は仕事の分量如何によらず満足されると云ふ建前であります。新憲法草案に依りますと、各人は自分

の能力に應じて労働をする、然し其自分の労働の量と質に應じて報酬を受けると云ふ建前を明かにして居ります。之は説り現在のソ聯邦の制度は共産主義制度ではなく、夫の一歩手前の社会主義の制度即ち低度共産主義制度であると云はんとするものであります。

(八) 信仰の自由

それから信仰の自由と云ふやうなことがありましたが、此の点は現在の憲法其儘同じであります。実は露西亞では最初信仰の自由を認められ、それから宗教の爲の宣傳も宗教反対の爲の宣傳も正がありまして、宗教の爲の宣傳は自由だと云ふ所を消してしまつたのであります。從つて現在としましては、信仰の自由はある

んだけれども、斯ラ云ふ宗教は良いから君信じないかと云ふことは云つちやならぬのであります。然しながら他方、此の宗教は悪いのだと云ふことは大いに云つてよろしいと云ふ結果になつてゐります。ですから露西亞の信仰の自由と云ふものは片手落ちであります。よその國、我々の國で云ふやうな意味の信仰の自由と云ふ訳ぢやありません。

(九) 言論、集會、結社の自由

それから言論、出版、集會、それからデモンストレーションの自由と云ふやうなことは、新しい憲法でも認められて居る訳ですがあります。階級がプロレタリア以外にないと云ふ國の此等の自由は他国に於ける自由とは自ら異つて居ります。即ちプロレタリア

のみの自由となるのであります。結社の自由と云ふ点になりますと、斯ラ云ふ様な條文になつて居りまして、政黨としては共産党だけしか認められまいことになるんではないかと思はれます。勤労者の利益に應じ、且つ民衆の間に自主的組織能力及政治的活動を發展せしめる目的を以て人民に対し公共組織即ち職業組合、共同組合、青年團体、スポーツ並に国防團体、文化技術並に化学的協会を結成する権利を保障する。労働階級其他の勤労層の最も活動的にして、且良心的な人民は、社会主義制度を強化發展せしめる鬪争に於て勤労者の前衛たり且つ公共及び國家の勤労者團体に於ける主要核心を構成する共産党に合流する。即ち最も良心的な、又最もアクティヴな人民は共産党を組織すると云ふやうなことになつて居りますから、共産党以外のものを組織すると云ふことであれば、それは良心的でない、良くなき分子と云ふこと

にならぬのでありますからして、良い人間は皆共産党を組織しなけ

二四

ればなし放と云ふ結果になりまして、共産党以外の党派は矢張り認めないと云ふ建前であると思はれます。斯の如く共産党だけが物を云ふことが出来る。従つて露西亞の政治と云ふものは形式上色々モクラシーの規定を決めて居つても、實際はどうかと云ふ疑問が起る訳であります。又今までの憲法になり、殊に新しい規定としては、身体の不可侵、家庭の不可侵、信書の秘密と云ふやうなことが謳つてあります。

(1) 祖國擁護の強調

それから從来は、祖國と云ふことを云はなかつたのであります
が、今度の新しい憲法では祖國と云ふ文字を使つて居ります。以前は祖國と云ひましても、社会主義的祖國と云つたやうな形容詞

を付けて居つた。兵役の義務に付ても、革命を擁護するの名誉的
権利と云々と云ふやうな風に書いてあるのですが、新憲法
に依りますと、祖國の防衛は各人民の神聖なる義務だと云ふ風
に書いてありますて、祖國を守ると云ふことを、非常に強調して
居るやうに思はれます。

(2) 選挙制度の改正

それから選挙制度でありますが、此の点はさつきちよつと申し
ましたが、労働者と農民との區別がなくなつた。之は非常に大き
な点であらうと思ひますそれから選挙のやり方は今までソビエ
ト大会に送ばれる議員についても間接的であつたが、今度は聯
邦会議の方は直接に送ぶことになるのであります。それから現在
の憲法では出身へ生れし或は資産、社会的地位、過去の経歴と云

ふやうなものが大分問題になつて居りましたが、現在ではどう云
ふものがなくなつた。之も大きな変化であらうと思ひます。以前
は例へば元僧侶をやつた人とか、或は元の警察に勤めたものとか、
或は憲兵隊に勤めたものとか、元の貴族と云ふやうなものは送撃
権がなかつた訳ですが、実際の適用はどうかは分りませぬが、今
度の改正草案に依りますと、出身、過去の経歴を問はないことに
なりましたから、さう云ふものも送撃権を有すると云ふことに左
つた訳であります。がんし立候補の爲には、共産党機関や共産党
の指導下にある機関のレコンメンデーションが必要だと云ふこと
になつて居りますので、斯う云ふことで、折角の制限の撤廃が実
際は矢張り制限があると云ふ結果になりはせぬかと思はれます。

(三) 憲法改正手續の規定

それから最後に憲法改正のことが規定してあります。レーニン
は嘗つて斯う云ふことを云つて居るのですが、露西亞の憲法と
云ふものはしょつ中変更されるのが特徴なんだと云つたのであり
ましたが、新憲法に依りますと聯邦會議、民族會議、何れも三分
の二以上の賛成者がなければ、憲法の改正は行はれないと云ふ結
果になります。所が憲法の中には、例へば日本で言へば
省に當る人民委員部の数を書いてあります。今まで度々あつた
ことであります。これが新憲法に依りますと、さう云
ふ改正がハ釜ましい手続を経なければならぬやうな訳であります
て、隨分と煩やくなつたやうにも思はれます。

要しますに、今度の草案は現行の憲法に比べますと形式上は確かに民主的のやうになつて居りまして、歐米流の議会に近付いて未だと云ふ感を與へるのです。又そこに改正の狙ひ所があるんぢやないかと思はれます。歐米方面で独裁流行の今日、露西亞は非常に民主化したと云ふやうな感を持たれることが、露西亞に取つては大事だと云ふことがあるんぢやはないか。然し政党として共産党以外のものが存立することは出来ないと云ふ実情から見ますと、改正後の露西亞の政治は強ち歐米方面で與へて居るやうな印象には合致しないのではないかと云ふ説もあり得るのです。

(四) 憲法改正の動機

それで最後に斯う云ふ憲法改正をやつた動機と云ふやうな事柄であります。が、從來共産党、今のソヴェート聯邦の連中は民主主義と云ふものは形式的自由だ、プロレタリヤ獨裁の國には無用で有害なものだと云ふやうなことを今まで云つて来たのであります。所が新憲法は外見上民主主義を採用したと云ふことになるのであります。が、此の理由に付て六月十三日のニエーヨーク、タイムズは、新憲法を採用するに至つたのはどう云ふ訳かと云ふことに就いて次の如く論じてゐるのであります。

即ち第一の理由は蘇聯邦の實力増大し社會主義的訓練が完成して資本主義の残骸すら残さぬやうになつた結果、愈々民主主義的自由と云ふ贅沢物を享樂せんとするものである。

第二はソ聯邦では外國との戰争の危険が迫つて未だと考へて居る爲に、單なる目的的強制を以てしては国民大衆、民衆の忠誠を

確保することが出でないからである。説り大衆の忠誠を確保する爲には盲目的強制以外の方法でやらなければならぬ爲に、斯ふ云ふことにしたのだ。

第三は、斯る非常時に際し、ソ聯邦の味方となり、場合に依つては同盟國となるものは、英米佛等の民主々義國であるから、ソ聯邦が民主々義に傾くことは、蘇聯邦と諸國との友交を増進する所以である。

斯う云ふ風に云つて居るのです。以上第二、第三の点はソヴェート聯邦が最近数年の間に採り來つた、軍事上は勿論内政、外政上の措置を見ますと、誠に味ふべき意見ではないかと云ふ風に思はれるのであります。

二、ソ聯邦の新憲法草案

スター・リンを委員長とするソ聯邦憲法改正委員會は、去る五月十五日總會を開催、憲法起草小委員會の提出せる憲法草案を審議可決し、七月十一日開會のソ聯邦中央執行委員會幹部會に上程した。同幹部會はスター・リンの報告を聽取した後この草案を承認、本年十一月二十五日全聯邦ソヴィエト大會を開いて之れを附議すること、及び一般國民の審議に移すため草案全部を公表することに決定した。

六月十二日のソ聯邦各紙はこの憲法草案を発表してゐるが、その後の模様を見ると、各地各機關でこの草案の討議が盛んに行はれてゐるやうである。最近某紙に全文抄譯し掲載せられたが其は國營通信社の電報によるものである、今十二日発表のテキストに

より草案の全文を訳出しよう。

三二

ソヴェート社会主義共和國聯邦憲法草案

第一章 社會組織

第一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦は労働者及び農民の社會主義的國家なり。

第二條 ソヴェート社会主義共和國聯邦の政治的基礎は地主、資本家の権力顛覆及びプロレタリアートの獨裁獲得の結果、發展強化せる勤労者代表ソヴェートに依つて構成する。

第三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦に於ける全權力は勤労者代表ソヴェートの形式を採る都市及び農村の勤労者に帰属す。

第四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の經濟的基礎は、資本主

義的經濟制度の清算、生產要具並びに生產手段の私有廢止及び人による人の掠取撤廃の結果確立せられたる社會主義的經濟制度及び生產要具並びに生產手段の社會主義的所有である。

第五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の社會主義的所有は、國家の所有即ち全人民の財產の形式に依るか或は協同的農場の所

有即ち個々の共營農場の財產若くは協同組合財產の形式を採る。第六條 土地、其の埋藏鉱物、水利、森林、工場、礦山、鐵道、水運、空輸、銀行、交通、通信手段、國營大農業企業即ち國營農場、機械、トラクター、配給所等及び都市並に工業中心地に於ける住宅施設的主要部分は總て國家の財產即ち全人民の財產である。

第七條 共營農場並びに協同組織に於ける公共企業及び付属家畜、生産手段、その生産物、並に公共建造物は共營農場並に協同組

織の公共社會主義的財產に屬す

三四

各共營農家は屋敷内の僅少の土地を私用し、屋敷内の從属的地
上設備、家屋、生産的家畜家禽並に小農具等を農業アルテリの
約款に従ひ私有することを得

第八條 共營農場の占有する土地は無期限爾永久に共營農場の使
用に確保せらる

第九條 ソヴェート社會主義聯邦における支配的經濟形態たる社
會主義的經濟組織と併行して、法律は個人労働に立脚する個人
農並に家内労働者の小規模私的經濟を許容す。但し他人の労働
を掠取するものを除外す

第十條 市民の労働による收入及び貯蓄、家屋並に家事物件、家
内經濟並に家事用諸物件、及び個人的使用並に娛樂用の物件は、
法律に依り私有を許可保護せらる

第十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の經濟生活は公共の富
の増加、勤労者の物質的並に文化的水準の確実なる向上及びソ
ヴェート社會主義共和國聯邦の独立並に國防の強化を目的とす
る國家經濟計画により決定指導せらる

第十二條 ソヴェート社會主義共和國聯邦に於ては労働は「働くか
ざるもの」は食ふべからず」との原則に基き労働能力を有する全
市民の義務とす

ソヴェート社會主義共和國聯邦においては「各人より其の能力
に應じて一人各人に其の労働に應じて一人なる社會主義の原則が
實現さる

第二章 國 家 織

第十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦は均等の権利を享有す
るソヴェート社會主義共和國聯邦は均等の権利を享有す

るソヴェート社會主義共和國聯邦は均等の権利を享有す

ル、ロシア社会主義聯邦ソヴェート共和国、ウクライナ社会主義ソヴェート共和国、アゼルバイジャン社会主義ソヴェート共和国、ジョルジア社会主義ソヴェート共和国、アルメニア社会主義ソヴェート共和国、グルジン社会主義ソヴェート共和国、トルクメン社会主義ソヴェート共和国、ウズベク社会主義ソヴェート共和国、カザク社会主義ソヴェート共和国、キルギス社会主義ソヴェート共和国、トルクメン社会主義ソヴェート共和国、ダゲツク社会主義ソヴェート共和国、カザク社会主義ソヴェート共和国より成る聯邦国家である。第十四條 最高權力諸機關並に國家行政諸機關に依つて代表せらるソヴェート社会主義共和国聯邦の管掌は次ぎの諸項に及ぶ。

(A) 國際関係に於て聯邦を代表し各國との間に諸條約を締結批准す

(B) 戰爭並に平和の諸問題

- (J) 新共和国のソヴェート社会主義共和国加入の承認
- (I) ソヴェート社会主義共和国聯邦憲法の遵守の統制並に聯邦各共和国憲法とソヴェート社会主義共和国聯邦憲法との調整の確保
- (H) 聯邦各共和国間の境界線変更承認
- (G) 國家安全の保護
- (F) ソヴェート社会主義共和国聯邦の国防の組織並に聯邦全武裝兵力の指導
- (E) ソヴェート社会主義共和国聯邦の國家經濟計劃の確立
- (D) ソヴェート社会主義共和国聯邦の國家經濟計劃の確立
- (C) 新共和国のソヴェート社会主義共和国加入の承認
- (B) 戰爭並に平和の諸問題
- (A) 國際関係に於て聯邦を代表し各國との間に諸條約を締結批准す

銀行、農工業機関、企業及び通商機関の管理

運輸並に交通手段の管理

通貨並に信用制度の指導

財産に対する國營保険の組織

借款契約並に賦與

土地の使用並に埋藏鉱物の採掘、林業並に水利に関する基

本原則の確立

教育並に保健の分野に於る基本原則の確立

綜合國民經濟計画の組織

基本的労働法制の確立

司法部並に訴訟手続に関する法制並に刑事民事法典の制定

聯邦市民権並に外人の権利に関する法律

全聯邦大赦令の發布

(V) (U) (T) (S) (R) (Q)

(P) (O) (N) (M) (L) (K)

第十五條 聯邦各共和國の主権はソヴェート社會主義共和國聯邦憲法第十四條に明示されたる成文の制限以外限局されず。右限度外に於ては聯邦各共和國は独立に國家権力を実現行使す。ソヴェート社會主義共和國聯邦は聯邦各共和國の主権を保護す。

第十六條 聯邦各共和國は当該共和國の特殊性を考慮に容れたる独自の憲法を制定す。

右憲法はソヴェート社會主義共和國聯邦憲法と毫も抵触せざる様構成されるべきものとす。

第十七條 聯邦各共和國はソヴェート社會主義共和國聯邦より自由に脱退する権利を留保することを得ず。

第十八條 聯邦共和国の領域は当該共和國の同意無くして変更することを得ず。

第十九條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の諸法律は各聯邦共和

國の領域を通じ同一の效力を有す

第二十條 聯邦共和國の法則が全聯邦法則と相違する場合には全聯邦法則を以て有效とする

第二十一條 ソヴェート社會主義共和國聯邦を通じ全市民に對し單一の市民權を確立するものとする

聯邦共和國の各市民はソヴェート社會主義共和國聯邦の市民たるものとする
第廿二條 ロシア社會主義聯邦ソヴェート共和國は、黒海 || 裏海、極東、西シベリア、ク拉斯ノヤル、北カウカサスの諸地方、ウオロネジ、東シベリア、ゴリキー、西露、イワノウオ、カリニン、キーロフ、クイズィエフ、クール、レニングラード、モスクワ、オムスク、オレンブルグ、サラトフ、スヴェルドロフ、北露、スターリングラード、チエリヤビンスク、ヤロスラヴリの

諸州、タタール、バシキル、ダゲスタン、ブリヤト蒙古、カバルノー・バルカル、カルムイク、カレリヤ、コマ、クリミヤ、マリイ、モルダヴィア、ドイツ人ヴォルガ河畔、北オセト、ウドムルトス、チエチエノー・イングシスク、チュワシ、ヤクーツクの諸自治ソヴェート社會主義共和國、アデガイスク、ユダヤ人、カラチヤエフスク、オイラート、ハカス、チエルケスの諸自治州より成る

第廿三條 ウクライナ社會主義ソヴェート共和國は、ウイーンニツキー、ドニエプロペトロフスク、ドーネツ、キエフ、オデッサ、ハリコフ、チエルニゴフの諸州及びモルダヴィア自治社會主義ソヴェート共和國より成る

第廿四條 アゼルバイジヤン社會主義ソヴェート共和國には、ナヒチエヴァン自治社會主義ソヴェート共和國及びナゴルノーカラ

バフ自治州が含まる

四二

第廿五條 グルジン社會主義ソヴエート共和國は、アブハジン自治社會主義ソヴエート共和国、アジヤル自治社會主義ソヴエート共和国、南オセト自治州が含まる

ト共和国、南オセト自治州が含まる

第廿六條 ウスベク社會主義ソヴエート共和國はカラカルバク自治社會主義ソヴエート共和国が含まる

第廿七條 タジツク社會主義ソヴエート共和國には、ゴルノ－バ

ダフシヤン自治州が含まる

第廿八條 カザク社會主義ソヴエート共和国は、アクチエビン、

アルマリアチン、東カザクスタン、西カザクスタン、カラガン

ダ、南カザクスタンの諸州より成る

第廿九條 アルメニア社會主義ソヴエート共和國、白ロシア社會

主義ソヴエート共和国、トルクメン社會主義ソヴエート共和国、

及びキルギス社會主義ソヴエート共和國はその構成中に、自治

共和國、地方及び州を有せず

第三章 ソヴエート社會主義共和国聯邦最高國家機關

第卅條 ソヴエート社會主義共和国聯邦最高國家機關はソヴエート社會主義共和国聯邦最高會議「ウエルホウニー・ソヴエート」とす

第卅一條 ソヴエート社會主義共和国聯邦最高會議は憲法第十四條に基きソヴエート社會主義共和国聯邦に帰属する一切の権限を行使す、但し憲法の規定に基き、聯邦最高會議に對して責任を負ふソヴエート社會主義共和国聯邦各機關即ちソヴエート社會主義共和国最高會議幹部會、ソヴエート社會主義共和国聯邦人民委員會、ソヴエート社會主義共和国聯邦各人民委員部の権限に帰属する事項を除く

第廿二條 ソヴエート社會主義共和國聯邦の立法権はソヴエート
社會主義共和國聯邦最高會議により排他的に行使する
第廿三條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議は聯邦會議及び民族會議の両院より成る

第廿四條 聯邦會議は人口廿萬に就き代表一人の割合を以てソヴエート社會主義共和國聯邦市民によりて選舉する
第廿五條 民族會議は各聯邦共和國及び各自治共和國の最高會議並びに各自治州労働代表會議によりて任命されたる代表を以つて組織す

代表任命の割合は、各聯邦共和國より十名、各自治共和國より五名、各自治州より二名とす

第廿六條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議の任期は四ヶ年とす

第廿七條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議両院即ち聯邦會議及民族會議は平等の権限を享有す

第廿八條 立法発案権は聯邦會議民族會議に平等に帰属す

第廿九條 法律案は聯邦最高會議両院に於て各單純多數決により採擇されたる場合承認されたるものと思惟せる

第四十條 聯邦最高會議により採択されたる法律は聯邦最高會議議長及幹部會書記長の署名の下に公表する

第四十一條 聯邦會議及び民族會議は同時に開會開會さるるものとす

第四十二條 聯邦會議は聯邦會議議長及び副議長二名を選舉するものとす

第四十三條 民族會議は民族會議議長及び副議長二名を選舉するものとす

第四十四條 聯邦會議及び民族會議議長は當議院の議事を司會し

四六

院内の諸種取極めに關して責任を負ふものとす

第四十五條 ソヴエート社會主義議長は國聯邦最高會議院協議會は聯邦會議々長及び民族會議々長による交互通會するものとす

第四十六條 ソヴエリト社會主義共和國聯邦最高會議會は年二回ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會によりて召集さる

特別最高會議はソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會により、その責任に於て、若しくは聯邦共和國中の一國より要求ありたる場合に召集さる

第四十七條 聯邦會議と民族會議兩者の間に於て見解一致せざる場合には両院同率を以て任命したる両院協議會の裁定に俟つ、

両院協議會が決定に關し一致せざる時若しくは右決定が両院の何れかを満足せしめざる場合には各院に於いて再審議に付す、両院が遂に決定に到達せざる場合にはソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會は最高會議に解散を命じ新たに選舉を執行するものとす

第四十八條 ソヴエート社會主義聯邦最高會議は両院合同會議に於てソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會を送任す、幹部會は議長一名、副議長四名、幹部會書記長、幹部會員廿一名を以て構成さる

ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會はその全活動に關してソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議に對し責任を負

小

第四十九條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會の權

四七

能は左の如し

(A) ソヴェート社会主義共和国聯邦最高會議の召集

適切なる施行令を發して現行法制を解釈す

(B) ソヴェート社会主義共和国聯邦憲法第四十七條の規定に基
きソヴェート社会主義共和国聯邦最高會議を解散し且つ新選
舉を執行す

(C) ソヴェート社会主義共和国聯邦人民委員會議及び聯邦各共
同會議に基き若しくは聯邦共和國中一國の要求に基き
自身の発議に基き人民投票を執行す

(D) 自身の発議に基き若しくは聯邦共和國中一國の要求に基き
和國人民委員會議の決定及命令が法律と合致せざる場合以上
の決定乃至命令を棄却す

(E) ソヴェート社会主義共和国聯邦人民委員會議及び聯邦各共
同會議の開會中同會議の
和國人民委員會議の決定及命令が法律と合致せざる場合以上
の決定乃至命令を棄却す

(F)

ソヴェート社会主義共和国聯邦最高會議の開會中同會議の
義務を代行しソヴェート社会主義共和国聯邦人民會議議長の

申請に基きソヴェート社会主義共和国聯邦人民委員を任命す
此場合には事後ソヴェート社会主義共和国聯邦最高會議の承
認を求むるものとす

ソヴェート社会主義共和国聯邦勳章の授與

(G) 特赦、大赦權の行使
(H) ソヴェート社会主義共和国聯邦國防軍最高司令の任命及更
迭

(I) ソヴェート社会主義共和国聯邦國防軍最高司令の任命及更
迭
(J) ソヴェート社会主義共和国聯邦最高會議開會中ソヴェート
社會主義共和国聯邦が軍事的攻撃を受けたる場合宣戰の布告

全國的若しくは局地的動員令の公布

國際條約の諮詢

外國に派遣せるソヴェート社会主義共和国聯邦全權代表の

任命及び召還

(N) 諸外國外交代表の信任状捧呈受理

五〇

第五十條 聯邦會議及民族會議は信任状審査委員會を選任、後者は各院代表の信託状を審査す

両院は信託状審査委員會の申達に基き信任状の確認若くは各個代表の選挙無効を決定す

第五十一條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議は必要ある場合如何する問題に關しても審査、查問委員會を設置する事を得

一切の公共機關及び官公吏は此等委員會の要求に應じ必要なる資料及び書類を提供する義務を負ふ

第五十二條 ソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議代表はソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議の合意なくして訴追若くは逮捕せらるゝことなし、但しソヴエート社會主義共和國聯邦最

高會議開會中はソヴエート社會主義共和國聯邦最高會議幹部會の合意なくして訴追逮捕せらるゝことなし

第五十三條 聯邦最高會議の任期経過したる後、若くは任期前解散されたる後は、聯邦最高會議幹部會は、新たに選挙セルたる聯邦最高會議により新幹部會が形成セルるまで、その機能を保持するものとす

第五十四條 聯邦最高會議の任期経過したる後、若くは任期前解散されたる後は、聯邦最高會議幹部會は、最高會議の任期経過乃至解散の日より二ヶ月以内に新選挙を執行するものとす

第五十五條 新たに選挙セルたる聯邦最高會議は、選挙後一ヶ月

以内に從来の構成の聯邦最高會議幹部會によつて召集せれる第五十六條 聯邦最高會議は両院合同會議に於て、ソヴエート社會主義共和國聯邦の政府、即ちソヴエート社會主義共和國聯邦

人民委員會を構成す

五二

第四章 聯邦各共和國國家権力の最高機關

第五十七條 聯邦各共和國最高國家機關は聯邦共和國の最高會議とす

第五十八條 聯邦共和國最高會議は各共和國市民によつて選挙せらるゝ、任期は四ヶ年とす

代表の比率は各共和國の憲法により決定せらるゝ、任期は四ヶ年とす

第五十九條 聯邦共和國の最高會議は各共和國の唯一の立法機關とす

第六十條 聯邦共和國の最高會議は

(A) 共和國の憲法を採擇し、聯邦憲法第十六條に基き之を修正し

(B) 共和國に含まる自治共和國の憲法を批准し、其の國境を決定し

定し

(C) 共和國の国家経済計画及び豫算を承認し

(D) 聯邦共和國の司法機關により刑罰の判決を受けたる市民に對し特赦並に釈放の権限を享有す

第六十一條 聯邦共和國最高會議は幹部會を選挙す、幹部會は議長、數名の副議長並に委員より成る

聯邦共和國最高會議幹部會の権限は各聯邦共和國の憲法により決定せらるゝ

第六十二條 聯邦共和國最高會議は議事を司會するため、その議長及び副議長を選挙す

第六十三條 聯邦最高會議は各聯邦共和國の政府即ち人民委員會を形成す

第六十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は聯邦最高執行、行政機關なり

第六十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會は聯邦最高會議に対しても責任を負ふ

第六十六條 聯邦人民委員會は現行諸法規に準據し且つ之れを執行するため各種の決定法令を發布し其の執行権を統制す

第六十七條 聯邦人民委員會の決定、命令は、聯邦の全領土に於て遂行されるべきものとす

第六十八條 人民委員は次ぎの権限を行使す

(A) 聯邦人民委員會全聯邦並びに聯邦及各共和國各人民委員部の事業並に其の統制下にある各種經濟及び文化諸機關の事業を統合指導す

(B) 國民經濟計画國家豫算を実現し、且つ信用通貨制度を強化する方策を講ず

(C) 公衆を維持し、國家の權益を擁護し、市民の権利を保護する方策を講ず

(D) 諸外國との關係に付き全的指導を実現する方針を指示す

(E) 每年兵役に召集されるべき市民数を決定、全國の武裝兵力構成の一般的方針を指示す

第六十九條 聯邦人民委員會はソヴェート社會主義共和國聯邦所管の行政經濟諸部門に關し聯邦共和國人民委員會の決定及び命令を停止し且つ聯邦各人民委員の訓令及び指令を取消す権限を有す

第七十條 聯邦人民委員會は聯邦最高會議に依り構成され、聯邦人民委員會議長、同副議長、國家計画委員會議長、ソヴェート

統制委員會議長、農產物購買委員會議長、藝術委員會議長、高等教育委員會議長より成る

第七十一条 ソヴェート社會主義共和國聯邦政府又は聯邦各人民

委員は聯邦最高會議代表員より質問を受けたる場合には三日以内に最高會議の当該院に於て口答若くは文書を以て回答する義務を負ふ

第七十二条 各聯邦人民委員は聯邦所管の國家行政各部門を統轄す

第七十三条 各聯邦人民委員は當該人民委員部の所管事項の限度内に於て現行諸法律並に聯邦人民委員會の命令及び決定に遵據して訓令並に指令を發布し其の實施を監督す

第七十四条 聯邦人民委員部は「全聯邦」及び「聯邦及び共和國」の二種に分たる

第七十五条 全聯邦人民委員部は直接又は其の任命せる機関を通じて全領土に關する所管行政部門を統轄す

第七十六条 聯邦及共和國人民委員部は聯邦共和國の同名人民委員部を通じ所管行政部門を統轄す

第七十七条 國防、外交、通商、交通、鉄電、水運、重工業の人民委員部は全聯邦人民委員部とす

第七十八条 食料工業、輕工業、木材工業、農業、穀類家畜ソフ
ルーズ、財政、國內商業、内務、司法、保健の人民委員部は
「聯邦及び共和國」人民委員部とす

第六章 聯邦各共和国の國家行政機關

第七十九条 聯邦共和國國家權力の最高執行行政機關は聯邦共和

國人民委員會とす

第八十条 聯邦共和国の人民委員會は聯邦共和國最高會議に對し

て責任を負ふ

五六

第八十一条 聯邦共和國人民委員會はソヴェート社會主義共和國聯邦並に聯邦共和國に於て施行せらるる法律及ソヴェート社會主義共和國聯邦人民委員會の決定及び命令に遵據し決定及び法令を公布し且つ其の執行を統制す

第八十二條 聯邦共和國人民委員會は自治共和國人民委員會の決定及び命令を停止し且つ地方、州及び自治州代表會議執行委員會の決定、命令を取消す権限を有す

第八十三條 聯邦共和國人民委員會は共和國人民委員最高會議に依て組織され議長、副議長、國家計畫委員會議長、食糧、輕工業、木材業、農務、穀類家畜ソフホーベ、財務、商業、内務、司法、保健、教育、地方工業、自治體經濟、社會保險各人民委員、農產物購買委員會代表、藝術局長、全聯邦人民委員部代表

を以て構成さる

第八十四條 各聯邦共和國人民委員は聯邦共和國の権限内に於て國家行政各部門を管掌す

第八十五條 各聯邦共和國人民委員は各人民委員部の権限の範圍内に於て聯邦及び聯邦共和國の法律並に聯邦及び聯邦共和國人民委員會の決定及び命令並に聯邦並に共和國人民委員部の訓令及指令に遵據し訓令並に指令を發す

第八十六條 聯邦共和國人民委員部は「聯邦並に共和國」人民委員部と「共和國」人民委員部との二種に分たる

第八十七條 「聯邦並に共和國」人民委員部は所管行政事務を遂行し聯邦共和國人民委員會並にソヴェート聯邦の當該聯邦並に

共和國人民委員部に對して責任を負ふ

第八十八條 「共和國」人民委員部は所管行政事務を遂行し聯邦

共和國人民委員會に對し直接責任を負ふ

六。

第七章 ソヴエート社会主義自治共和国 の最高国家機関

第八十九條 ソヴエート社會主義自治共和国の最高會議は、自治共和国の最高國家機關なり

第九十條 自治共和国の最高會議は四ヶ年の任期を以て共和國市民の選出する所とす選出の比率は自治共和国の憲法之を定む

第九十一條 自治共和国の最高會議は自治共和国の唯一の立法機関とす

第九十二條 各自治共和国は自國の特殊事情を考慮に入れて独自の憲法を制定す右憲法は聯邦共和国憲法に毫も抵触せざるものとす

第九十三條 自治共和国最高會議はその憲法の規定に基き幹部會

を選任し且つ自治共和国の人民委員會を組織す

第八章 国家権力の地方機関

第九十四條 地方、州、自治州、區、地區並に都市村落に於ける國家権力機關は勤労者代表會議即ちソヴエートとす

第九十五條 地方、州、自治州、區、地區並に都市村落の勤労者代表會議は二ヶ年の任期を以て当該領域の勤労市民の選舉する所とす

第九十六條 勤労者代表會議の選舉比率は聯邦各共和国憲法によつて定めらる

第九十七條 勤労者代表會議は、所屬行政機關の活動を指導し、

治安の維持、法律の遵守を確保し、市民の権益を擁護し、当該地方の經濟的、文化的建設事業を遂行、地方豫算を編成す

第九十八條 代表會議は聯邦並に各共和国の法律に基き賦與され

たる権限の範囲内に於て各般の決定を採択し命令を発す

第九十九條 地方、州、自治州、區、地區並に都市村落の勤労代表會議は執行行政機關として執行委員會を送任す、執行委員會は議長、副議長（複数）並に數名の委員より成る

第一百條 小地域に於いて村落代表會議の執行行政機關は、聯邦共和國憲法に準據し議長並に副議長（複数）を以て構成す

第一百一條 勤労者代表會議の執行機關は之を選出せる勤労者代表會議、並に前任代表會議に対し直接責任を負ふ

第九章 裁判所、検事局

第一百二條 ソヴェエート社會主義共和國聯邦は聯邦大審院、聯邦各共和国最高法院、地方及び州裁判所、自治共和國並に自治州の裁判所、人民裁判所、並に聯邦特別裁判所によつて行はれる特別裁判所は聯邦大審院の決定により構成さる

第一百三條 一切の裁判所に於ける事件の審理に当つては人民代表

を立合はしむ、但し特に法律の規定する場合はこの限りに非ず

第一百四條 聯邦大審院は最高の司法機關なり、ソヴェエート社會主義共和國聯邦並に聯邦各共和國に於ける一切の司法機關の活動を監督する権限を賦與さる

第一百五條 聯邦大審院並に聯邦特別裁判所は五ヶ年の任期を以て聯邦最高會議の送任する所とす

第一百六條 聯邦各共和國の最高裁判所は當該共和國の最高會議之を送任し、任期五ヶ年とす

第一百七條 自治共和國の最高裁判所は當該共和國の最高會議之を送任し、任期五ヶ年とす

第一百八條 地方並に州裁判所は當該地方の勤労者代表會議之を送任し、任期五ヶ年とす

任期、任期五ヶ年とす

第一百九條

人民裁判所は当該地方の市民が普通直接平等選挙制に

基き選出する任期は三ヶ年とす

第一百十條 公判に於ては聯邦若くは自治共和國または自治州の國語を使用す、訴訟関係者、之等の用語を理解せざる場合は通譯を使用して十分事件の内容を知悉する権利を享有す。更に土語を以て所見を開陳する権利をも賦與さる

第一百十一條 法律によつて定められたる特殊の例外を除きソヴェート社会主義共和國の各法廷に於ては裁判を公開し、被告は辯論の権利を保証せらる

第一百十二條 裁判官は法律に遵據する他全く独立の地位を保つ

第一百十三條 ソヴェート社会主義共和國聯邦検事は各人民委員、委員所属各機關並に官公吏及び一般市民が法律を正確に遵守するや否やを監督する最高の権利を賦與さる

第一百四條 ソヴェート社会主義共和國聯邦の検事は聯邦最高會議之を任命し任期は七ヶ年とす

第一百五條 共和國、地方、州の検事並に自治共和國、自治州検

事は聯邦検事之を任命し、任期五ヶ年とす

第一百十六條 地區検事は聯邦共和國検事之を任命し、任期は五ヶ年とす。右任命に付ては更に聯邦検事の確認を必要とす

第一百十七條 検事局は一切の地方機關より独立してその任務を遂行し専ら聯邦検事に對してのみ責任を負ふ

第十章 市民の基本的権利、義務

第一百十八條 ソヴェート社会主義共和國聯邦市民は、労働の権利即ち労働に從事し且つ労働の量と質とに應じ報酬を受くる権利を享有す

右権利は社会主義的國民經濟組織、ソヴェート社会に於ける生

産力の確乎たる発展、経済恐慌の缺如、失業の清算の事実に依り確保するゝもの

第百十九條 ソヴェート社会主義共和国聯邦市民は休息の権利を享有す、右権利は労働者の圧倒的多数に対する七時間労働日の実施、労働者並に事務員に対する年次有給休暇制の設定、勤労者に対する全国的な療養所並に休息の家及びクラブの完備に依り確保さる

第一百廿條 ソヴェート社会主義共和国聯邦の市民は老年、病氣並に労働不能に陥る場合、物質的に生活の安全を保障するゝ権利を享有す、右権利は労働者、事務員に対する國営社會保險の制度の完備、勤労者に対する無料医療の給與、全國的保健機關の建設により確保さる

第一百廿一條 ソヴェート社会主義共和国聯邦市民は教育の権利を

享 有 す

右権利は一般的初等義務教育、高等科學生の圧倒的多数に対する國家補助金制、當該民族語に依る授業、工場、國営農場、機械トラクター配給所、共営農場に於ける勤労者に対する無料の工業、技術、農業教育に依り確保さる

第一百廿二條 ソヴェート社会主義共和国聯邦に於ては女子は國家、經濟、文化、社會、政治生活の全分野に於て男子と平等の権利を享有す

右平等の権利を実現するため男子と同様、労働、賃金、休暇、社會保険、教育の権利を女子に賦與す、更に全國的の產院、託児所、幼稚園網を整備して母性、育児に対する國家的保護を加

小

第一百廿三條 ソヴェート社会主義共和国聯邦市民は民族、人種の

區別なく、國家、經濟、文化、社會、政治生活の全領域に於て平等の権利を享有する。以上の原則は不变の律法たり。

苟も人種的乃至間接に権利を制限し乃至反対に人種及び民族の如何により一部市民に特權を賦與し又は人種的乃至民族的排他心、憎惡、敵愾心を宣傳する行爲は法律に依り處罰す。

第百廿四條 市民の良心の自由を確保する爲めソヴェート社會主義共和國聯邦に於ては教會は國家より分離せられ、學校は教會より分離せらる、宗教上の戒律を遵守する自由及び反宗教的宣傳の自由は全市民に對して均く承認せらる。

第百廿五條 勤労者の利益を確保し社會主義制度を強化する目的を以てソヴェート社會主義共和國聯邦の市民は(A)言論の自由(B)出版の自由(C)集會の自由(D)街頭行進及示威の自由を賦與せらる。

以上の諸権利を確保するため勤労者並に勤労團体に對し印刷機関、用紙、公共建造物、通信手段其他の必要な物質的條件を提供す

第百廿六條 勤労者の利益を促進し、人民大衆の間に組織的独立及び政治的活動を發展せしむる目的を以て市民に對し公共團体即ち労働組合、協同組合、青年團体、スポーツ並に軍事團體文化的技術的並に科學的協會を結成する権利を保障する、而して労働階級其の他の勤労層の最も活動的にして且つ意識的な市民は、社會主義制度を強化發展せしむる鬪爭に於て勤労者の前衛たり且一切の公共及び國家の勤労者團體に於ける核心を構成する所の共產黨に組織される

第百廿七條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の市民は身體の不可侵權を確保せらる、如何なる市民も法廷の決定若しくは檢事の

認可なくしては逮捕せらるゝことなし

セ。

第百廿八條 市民は法律に依り家庭の不可侵權及び信書の祕密を保護せらる

第百廿九條 ソヴェート社会主義共和國聯邦は労働者の利益を擁護し若しくは科学的活動をなし乃至は國民的解放爭闘に從事したる結果迫害を受ける外國市民に對し國內避難の権利を賦與す
第百卅條 ソヴェート社会主義共和國聯邦の市民は聯邦憲法を尊重し、法律を遵守し労働規律を守り社会的義務を忠実に行使し社會主義的共同生活の規矩を恪守する義務を負ふ

第百卅一條 社會主義的公共財産はソヴェート制度の神聖不可侵犯の基礎たり、且祖國の富と力との源泉にして全労働者の豊なる文化生活の根柢たり、ソヴェート社会主義共和國聯邦の市民は以上の見地に立つて社會主義的公共財産を防衛し強化する義務

を負ふ

社會主義的公共財産を侵害せんとする市民は國民の敵なり

第百卅二條 國民皆兵は不動の律法たり、赤軍の兵役に服する事はソヴェート社會主義共和國聯邦市民の名譽ある義務なり

第百卅三條 祖國の防衛はソヴェート社會主義共和國聯邦各市民の神聖なる義務なり、祖國に対する叛逆即ち宣誓に対する違反、敵軍への投降、國軍の權威の毀損、外國への間諜行為は最も重大なる罪悪として嚴罰に處す

第十一章 + 選舉制度

及

第百卅四條 一切の勤労者代表會議（ソヴェート）即ち聯邦最高會議、州及び地方代表者會議、自治共和國最高會議、自治州、區、地區、都市代表會議への代表は普遍、平等、直接、秘密選舉制に依つて選舉権者之を選挙す

第百卅五條

七二
至確定裁判に

より公民権を剥奪されたる市民を除き當該年度に十八歳に達したる一切の市民は選挙権並に被選挙権を享有す

第百卅六條 代表選挙は平等なり一切の市民は人種並に民族、宗教の如何を問はず教育上の資格、居住期間の條件、社会的出身、資産、社会的地位、過去の経歴の如何に拘らず、均しく選挙権並に被選挙権を享有す

第百卅七條 婦人は男子と全く同様の選挙並に被選挙権を享有す

第百卅八條 赤軍現役軍人は一般市民と全く同様に選挙権並に被選挙権を享有す

第百卅九條 村落都市の代表會議より聯邦最高會議に至る一切の勤労者代表會議は市民の直接投票によつて選挙さる

第百四十分條 代表選挙は秘密投票に依つて執行さる

第百四十一條 代表候補は選挙地区別に推薦さる

候補推薦の権限は共産党、労働組合、協同組合、青年團体、文化團体等の公共團体及び勤労者團体之を享有す

第百四十二條 各代表は選挙人に對し自己の活動並に所屬代表會議の活動に關し報告する義務を負ひ、且選挙人過半數の決定に基き法律の規定する手続に従ひ何時たりとも解任せらるゝことあるべし

第十二章 國章、國旗及首府

第百四十三條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の國章は陽光を浴び且麥穗を以て圍まれたる地球上に配せる鎌及び鉈より成り、聯邦各共和國の國語を以て「萬國のプロレタリア團結せよ」と記入され且上部に星を有す

第百四十四條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の國旗は赤地は旗

竿の上側隅に金色の鎌及び槌を頭はし上部に金色に縁取りたる

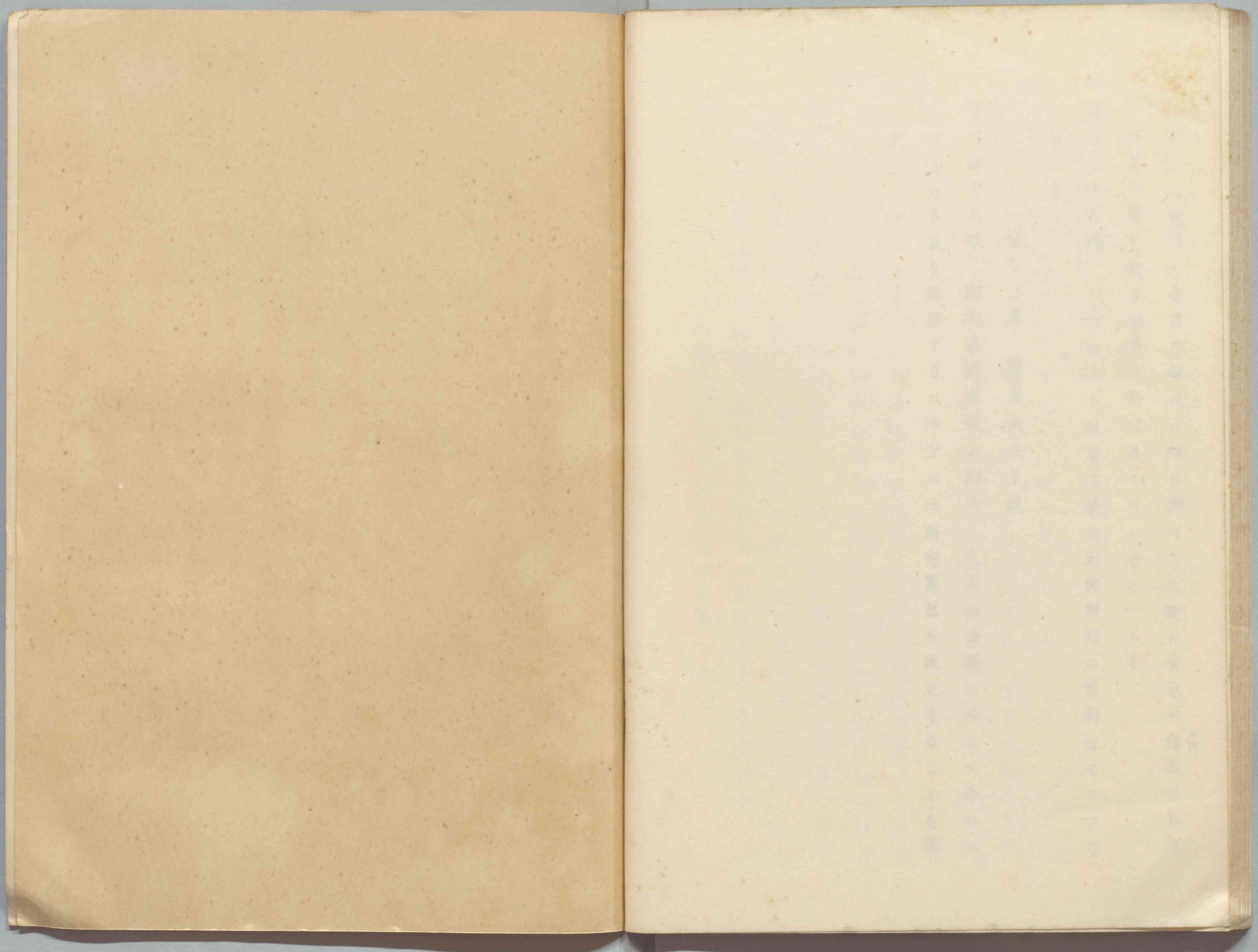
赤色の星を配す國旗の幅は長さの二分の一とす

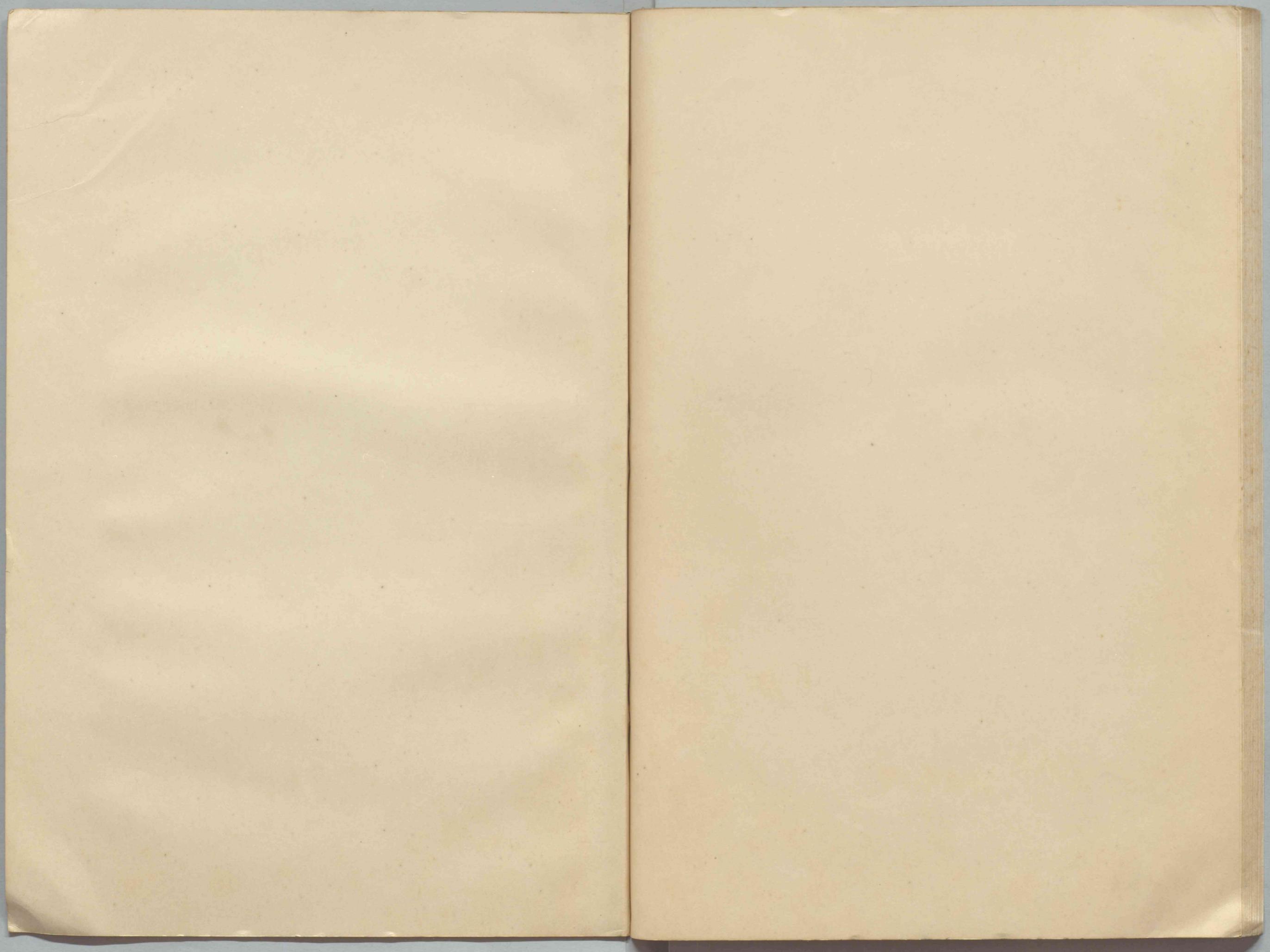
第一百四十五條 ソヴェート社會主義共和國聯邦の首府はモスクワ

市とす

第十三章 憲法改正手続

第一百四十六條 聯邦最高會議の聯邦、民族兩會議に於て三分の二以上の多數を確保するに非ざれば聯邦憲法を改正することを得ず





集

群馬県立図書館



0706395-1